

# 被災地の冷媒回収処理状況と今後の課題

一般社団法人 日本フロン回収事業協議会  
代表理事 鳥波益男

まえがき

3月11日に発生した東日本大震災は、我が国の史上最悪の被害をもたらしている。地震による大津波は、これまでの想定をはるかに超えた大規模で強大な破壊力を持って被災地を襲い、多くの方々が犠牲になられた。また同時に発災した東京電力福島原子力発電所の爆発事故は、大量の放射能物質を広範囲に飛散させ深刻な被害が生ずることが懸念されている。被災された地域の方々に心からお見舞い申し上げます。

この度の東日本大震災は、地震災害と文明災とも言われ、現代社会の構造に起因して発災した災害である。両者が同時に複合して発災したことにより、復旧・復興には多大な困難が想定される。我が国における最大級の危機的災害から地域社会の一日も早い復興を願っております。

本稿では、被災者の食料・居住等の生活環境の確保・維持に、水産業・農業・工業の復旧・復興の基盤を担う業界関係者である冷凍空調機器メーカーと冷凍空調設備工事による支援体制についての概要を紹介する。

## 1. 支援体制の検討

- 1.1 地域の事業者団体が主体となる体制を目指す。
- 1.2 関係業界は、地域の事業者団体を支援する。
- 1.3 国と県、自治体との連携を図る。

各々の検討課題について関係者と協議を行い調整して支援体制を構築し、7月中旬より活動を開始。

Press Release

平成23年4月14日  
【即日解禁】

**冷凍空調機器の安全点検、整備等の支援の実施について**

(社)日本冷凍空調工業会と(社)日本冷凍空調設備工業連合会は、共同して東日本大震災の被災地の復興のため、冷凍空調設備の安全点検、整備及びフロン回収について全面支援するための支援チームを立ち上げました。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により、被害を受けられた地域の皆さま、ご家族の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。被災地の日も早い復興をお祈り申し上げます。このたびの未曾有の大規模な、想像を超える被害となっております。また、今や産業や生活の基盤となっている冷凍空調設備についても多数設備等の被害を受けていると見られます。そこで、(社)日本冷凍空調工業会(日冷工)と(社)日本冷凍空調設備工業連合会(日設連)では、共同して設備、水に汚染した冷凍空調機器の安全点検や整備、フロン回収など、出来る限りの支援を行ってまいります。

被災地では自衛、自給の会員関係者の多くの事業者が人的・物的に多大な被害を受けておりますが、冷凍空調機器を取り扱う業界としての社会的責務と被災地の日も早い復興を図るために、全国団体として支援の輪を広げ、支援してまいります。

ご承知のとおり、フロン回収・破壊法においては、地球温暖化防止のため、冷凍空調機器に含まれるフロンガスは、大気へ放出せず回収することが義務付けられております。このため、冷凍空調設備からのフロン回収や配管からのフロン回収・大気排出を防止するための緊急処置など、貴団体が支援チームを立ち上げることになりました。具体的には、現地の状況を踏まえ、行政機関や(社)日本フロン回収事業協議会等の関係機関と緊密な連携を図り、下記の対策を講じてまいります。

1. 一日でも早い復興のため、被災した冷凍空調機器について、稼働できるかの安全確認、点検の支援を行います。
2. 稼働可能である機器については、整備等を行い、機器の復旧を支援します。
3. 修復不可能と判断された機器については、速やかな機器の撤去ができるよう、早急に対応の支援を行います。

なお、冷凍空調機器には、フロンやアンモニア等の高圧ガスが冷媒として充てんされており、その取扱いには専門的な知識が必要ですので、安全性を確保できる専門の技術力を有する技術者を派遣します。

社団法人 日本冷凍空調工業会  
会長 有馬秀俊  
社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会  
会長 神宮 晃

参考資料1

事務連絡  
平成23年5月10日

都道府県廃棄物行政主管部(局) 御中  
都道府県フロン回収・破壊法担当部(室) 御中

環境省大臣官庁廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課  
環境省地球環境局地球温暖化対策課

被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について

フロン回収・破壊法の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の東日本大震災により甚大な被害が生じ、膨大な量の災害廃棄物が発生しているところであり、その中には業務用冷凍空調機器が多数含まれているものと考えられます。

つきましては、当該機器を処理する際には、環境保全上の観点から、当該機器に残存しているフロン類の回収・破壊等についてもあわせて行うことが適切であることから、貴県下のフロン回収等推進協議会等の関係者と十分に連携を図りつつ、フロン類の処理をできる限り推進いただきますようお願いいたします。

なお、これらの処理が、市町村の災害廃棄物処理事業として実施される場合には、実施費用は国庫補助対象となります。

<本件連絡先>  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
フロン等対策推進室 担当：津田 高橋  
TEL：03-5521-8329(直通)  
FAX：03-5581-3548  
E-mail：MINORU.TSUDA@env.go.jp  
環境省大臣官庁廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課 担当：神谷 小山  
TEL：03-5501-3154(直通)  
FAX：03-5599-8263  
E-mail：hairi-haitai@env.go.jp

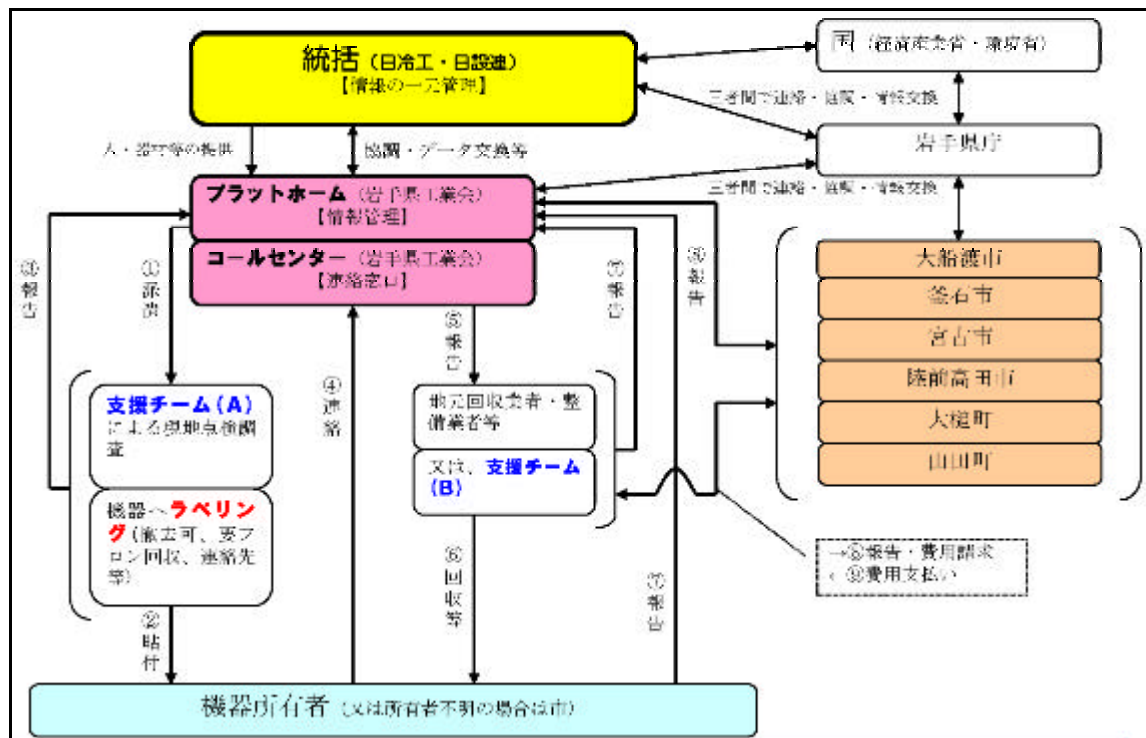
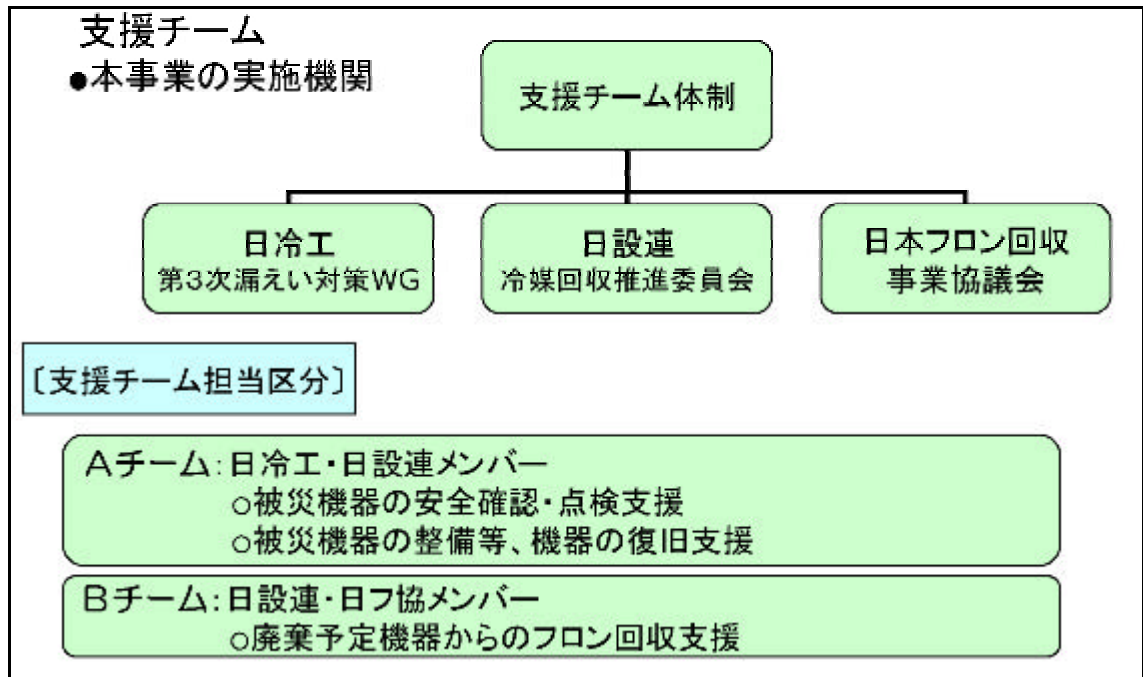
## 2. 支援項目（関係法制度との整合を図る）

### 2.1 被災した冷凍空調機器・設備の復旧整備

当該機器・設備は「高圧ガス保安法」が適用される。

### 2.2 被災して廃棄処理される機器・設備からの冷媒フロン回収処理

冷媒用フロンの回収処理は、地球環境保護のための「フロン回収破壊法」が適用される。



## 3. 今後の課題

被災地における支援対象機器類の種別・台数・容量等の基礎データが無く、支援計画の作成には現地での実態調査が必要であり、復旧・整備の支援対応が遅れている。